

令和2年度 東京都介護職員 キャリアパス導入促進事業費補助金の 申請手続き等について

令和2年5月

東京都福祉保健局介護保険課

※ 実施スケジュール（*）については、今後の実施状況により変動する場合があります。

*キャリアパス導入促進事業費補助：手引きp.3

アセッサー講習受講支援事業費補助：手引きp.33

専門人材育成・定着促進助成：手引きp.47

- 補助金に共通する事項
- キャリアパス導入促進事業費補助
- アセッサー講習受講支援事業費補助
- 専門人材育成・定着促進助成金
- 最後に

□ 補助金に共通する事項

- キャリアパス導入促進事業費補助
- アセッサー講習受講支援事業費補助
- 専門人材育成・定着促進助成金
- 最後に

Q1

そもそも、補助事業とはどのようなものですか。

A1

東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。

Q2

補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。

A2

その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。
※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。

Q3

補助金の書類は、何年間保管する必要がありますか。

A3

事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

※領収書や賃金台帳等

Q 4

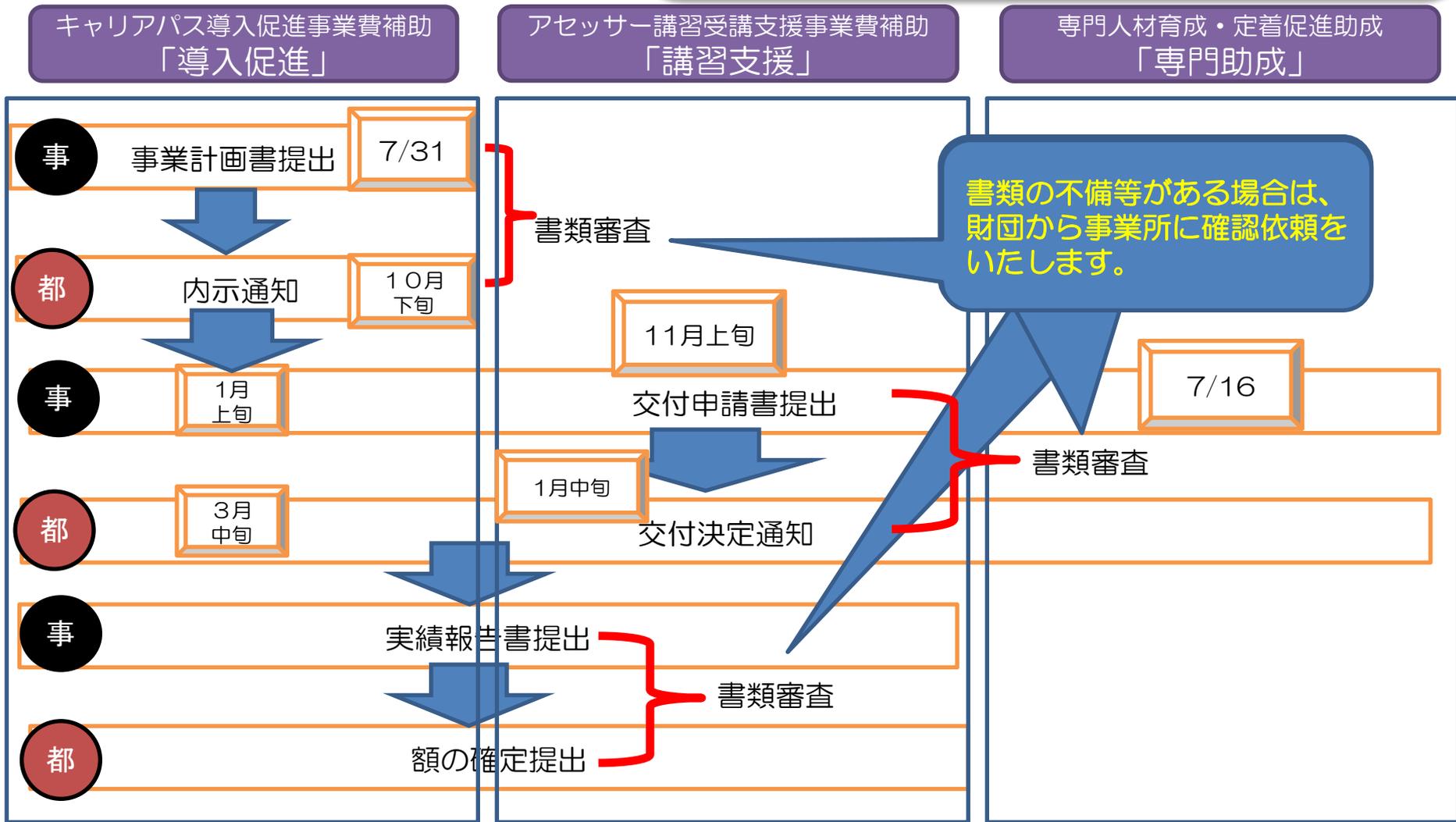
補助金の申請は、必ず介護保険事業所の開設者が行うのでしょうか。

A 4

介護保険事業所の法人名で手続きを行います。
各申請書等に使用する印鑑は、法人の実印を使用します。また、交付申請の際に印鑑証明書
の提出が必要です。

※スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

事：申請事業者、都：東京都（公益財団法人）



書類の不備等がある場合は、財団から事業所に確認依頼をいたします。

導入促進 P.4～P.31
講習支援 P.34～P.44
専門助成 P.48～P.59

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金
(共通事項)

提出書類

注意

申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合がございます。また、書類審査中、申請事業者に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。

	導入促進	講習支援	専門助成
事業計画書等	○ (P 4～9)	×	×
交付申請書等	○ (P 10～17)	○ (P 34～37)	○ (P 48～56)
実績報告書等	○ (P 18～26)	○ (P 38～40)	×
支出関係書類※	○ (P 27～28)	○ (P 41～42)	○ (P 57～58)

※支出関係書類は、導入促進及び講習支援は実績報告書等提出時に、専門助成については、交付申請書等提出時に、同時にご提出いただきます。

提出先

東京都福祉保健財団人材養成部 福祉人材養成室 (介護キャリアアップ担当)

□ 補助金に共通する事項

導入促進

□ キャリアパス導入促進事業費補助

□ アセッサー講習受講支援事業費補助

□ 専門人材育成・定着促進助成金

□最後に

Q 4

令和2年度中にレベル認定者を輩出した事業所が対象となりますか。

A 4

令和元年度の補助対象事業所に加えて、令和2年1月2日から令和3年1月1日までにレベル認定者を輩出しており、**当該職員が交付申請基準日（1月1日現在）に輩出時と同一の事業所に在籍している事業所**が対象となります。
ただし、補助を受けることができるのは最長5年間であるため、令和2年度が6年目となる事業所については補助対象外ですので、ご注意ください。

Q 5

	レベル認定	補助金交付受
1年目 (平成30年度)	A氏	A氏が退職したため、レベル認定者への手当支給が不可→補助申請行わず。
2年目 (令和元年度)	退職	
3年目 (令和2年度)	—	B氏 新たにレベル認定者B氏を輩出。再度補助申請は可能か？

A 5

本補助金は事業所がレベル認定者を輩出した初年度から3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間にキャリアパス導入・構築を継続して行う事業所を支援するための補助金です。
このケースのようにレベル認定者の退職等により補助金の交付が途切れてしまった場合、事業所として再度申請することはできません。

【交付要綱 第7(1)】

1 事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間に上限とする。

※ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。

上限3年間のケース

レベル認定者 (補助対象)	レベル認定日	1年目	2年目	3年目
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業所の補助期間（初年度から起算して、3年間に上限とする。）				
A氏	H30.8.1	[補助期間の棒グラフ]		
B氏	H30.9.4	[補助期間の棒グラフ]		
C氏	H30.9.14	[補助期間の棒グラフ]		
補助対象人数		3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)
補助基準額		150万円	150万円	150万円
補助基準累計額		150万円	300万円	450万円

2年目、3年目に新たにレベル認定者を輩出していないため、ただし書きが適用されません。

【交付要綱 第7(1)】

1 事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。
 ※ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。

上限4年間又は5年間のケース

導入当初3年間

更に最大で2年間

レベル認定者 (補助対象)	レベル 認定日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業所の補助期間（レベル認定者を初めて輩出した年度から最大5年間）						
A氏	H29.8.1	[補助期間]				
B氏	H29.9.4	[補助期間]				
C氏	H30.8.4		[補助期間]			
D氏	H31.5.9		[補助期間]			
補助対象人数		2人 (A.B)	3人 (A.B.C)	4人 (A.B.C.D)	2人 (C.D)	1人 (D)
補助基準額		100万円	150万円	200万円	100万円	50万円
補助基準額累計額		100万円	250万円	450万円	550万円	600万円

2年目に新たに輩出

3年目に新たに輩出

レベル認定者の輩出状況による

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業提出書類一覧（事業計画書提出時）
（キャリアパス導入促進事業費補助）

事業計画の提出にあたり、こちら

記入例

と一緒に提出下さい

法人単位で提出してください。

法人名：社会福祉法人キャリアパス

番号	提出書類名	提出時 チェック欄	備考
1	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業提出書類一覧 （本票）	✓	
2	事業計画書の提出について（別紙様式 1） ※ 1 法人 1 枚	✓	
3	事業計画書（事業所別）（別紙様式 1 - 2） ※ 全事業所分	✓	
4	手当等経費に係る事業計画書（別紙様式 1 - 3） ※ 全事業所分	✓	
5	キャリアパス導入体制づくり経費に係る事業計画書 （別紙様式 1 - 4）	✓	
6	異動（退職等）証明書（別紙様式第 1 号-5） ※ 過年度に、本事業において手当等を支給したレベル認定者及びアセッサーについて、令和 2 年 4 月 1 日から事業計画書提出時点までに異動・休業・退職当があった場合に必要と なります。	✓	
7	申請する事業所の優先順位（任意様式） ※ 複数事業所申請する場合 1 法人 1 部提出		
8	レベル認定証（写） ※ 既にレベル認定された者がいる場合		
9	アセッサー講習修了証（写） ※ 既にアセッサーがいる場合	✓	

※ その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

別紙様式 1 - 2

1 補助所要額		金	2,000,000	円		
2 内訳	(単位: 円)					
補助金申請額内訳						
総事業費 A	寄付金 その他収入額 B	寄付金等を除く 支出額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E (CとDのうち、いずれか 小さい方の額)	補助所要額 F E × 10/10 (Fの千円未満は 切り捨て)	
2,017,310	0	2,017,310	2,000,000	2,000,000	2,000,000	

3 事業計画及び経費内訳	
事業計画内容 (当てはまる内容に○を記入)	支出予定額
<input type="radio"/> 【必須】レベル認定者への手当等	660,000
<input type="radio"/> 【必須】アセッサーへの手当等	720,000
<input type="checkbox"/> 【選択】キャリアパス導入体制づくり経費	
<input type="radio"/> レベル認定者申請手数料	17,310
<input type="radio"/> 代替職員等経費	140,000
<input type="radio"/> 人事制度分析、財務分析等経費 (社会保険労務士への謝金、経営コンサルタントへの謝金等)	110,000
<input type="radio"/> 研修経費	370,000
合計 (総事業費 A)	2,017,310

- 必須 対象経費①
- 必須 対象経費②
- 対象経費③

対象経費の合計が
総事業費となる。

別紙様式
1 - 3から
転記

別紙様式
1 - 4から
転記

別紙様式 1 - 2

1 補助所要額		金	2,000,000	円		
2 内訳	(単位: 円)					
補助金申請額内訳						
総事業費 A	寄付金 その他収入額 B	寄付金等を除く 支出額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E (CとDのうち、いずれか 小さい方の額)	補助所要額 F E × 10/10 (Fの千円未満は 切り捨て)	
2,017,310	0	2,017,310	2,000,000	2,000,000	2,000,000	

3 事業計画及び経費内訳	
事業計画内容 (当てはまる内容に○を記入)	支出予定額
<input type="radio"/> 【必須】レベル認定者への手当等	660,000
<input type="radio"/> 【必須】アセッサーへの手当等	720,000
【選択】キャリアパス導入体制づくり経費	
<input type="radio"/> レベル認定者申請手数料	17,310
<input type="radio"/> 代替職員等経費	140,000
<input type="radio"/> 人事制度分析、財務分析等経費 (社会保険労務士への謝金、経営コンサルタントへの謝金等)	110,000
<input type="radio"/> 研修経費	370,000
合計 (総事業費 A)	2,017,310

対象経費の合計が
総事業費となる。

- 必須 対象経費①
- 必須 対象経費②
- 対象経費③

別紙様式
1-3から
転記

別紙様式
1-4から
転記

別紙様式1-3

1 レベル認定者及びアセッサー

No.	レベル認定者氏名	(予定)認定レベル	担当アセッサー氏名
①	介護 一郎	2①	人材 花子
②	新宿 太郎	4	福祉 太郎
③	人材 花子	3	定着 月子
④	保険 太郎	4	福祉 太郎
⑤	西新宿 二郎	2①	定着 月子



上記1で記載したレベル認定者及びアセッサーについて、①手当等の支給方法、②予定支給額、③本補助金の申請年数 等を記載

様式作成に当たっての主な留意事項

- ✓ レベル認定者への手当は、認定後の支給分のみが補助対象です。
- ✓ アセッサーへの手当は、アセッサー講習修了後の支給分のみが補助対象です。
- ✓ 備考欄に、各レベル認定者及びアセッサーへの手当等の内容について、できるだけ具体的に記載してください。（例）「基本給（4月～3月分：月0.5万円増額）」

Q7

「交付要綱別表2」にレベル認定者の数に応じた基準額が掲載されていますが、すべてのレベル認定者が対象となりますか。

A7

レベル2①以上の認定者を対象とします。但し、レベル2（①、②）の方は1事業所につき4人までとなります。なお、レベル1認定者及びユニット認定者は、対象外です。

Q9

レベル認定者への手当及びアセッサーへの手当は、どの期間に支払った手当が補助対象になりますか。

A9

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにレベル認定者及びアセッサーに支払った手当が補助の対象となります。合わせて、Q&A23の内容を御確認ください。

Q23

レベル認定者やアセッサーへの手当等の支給は、いつの時点ですればよいですか。

A23

レベル認定者は、レベル認定後(レベル認定証の発行日以降)に支給した手当等を補助の対象とします。アセッサーは、アセッサー講習修了後に支給した手当等を補助の対象とします。
※以下のような場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

①退職、休業等の理由により予定していたレベル認定者及びアセッサーへの手当を支給しなかった。

②当該年度3月分の賞与等として一括で補助対象期間外である翌年度4月に支給した。
合わせて、Q&A9の内容をご確認ください。

Q10

現在、法人が支給している資格手当等に補助金を活用してもよいですか。

A10

レベル認定者への手当等及びアセッサーへの手当等は、法人が本来支給すべき手当等に充当することはできません。職責に応じた処遇を実現することを目的としたものであるため、現在の給与に加えて支給したものが補助の対象となります。

Q11

レベル認定者が複数名いる場合、手当額は同額としなければなりませんか。

A11

認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けてください（レベル4>レベル3>レベル2②>レベル2①）。手当額に差が設けられていない場合は、補助対象経費となりません。なお、同一法人内の異なる事業所ごとに、手当額に差を設けてもかまいません。（下記の例参照）

C法人

A事業所	
レベル認定	月手当
4	2.5万円
3	2万円
2②	1.5万円

B事業所	
レベル認定	月手当
3	2.5万円
2②	2万円
2①	1万円

Q20

補助対象期間終了後、レベル認定者及びアセッサーへの手当等を打ち切ってもよいですか。

A20

補助対象期間中に、キャリアパス導入体制づくり経費を活用し、補助対象期間終了後もレベル認定者やアセッサーに対して、手当等が支給できるように事業所内で体制づくりに努めてください。

Q52

レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給を証明する書類は、何を提出すればよいですか。

A52

①支給の根拠資料

レベル認定者やアセッサーへの手当相当額の支給方法及び支給額を明記したもの（就業規則、賃金規程等）

②支給実績の資料

・各対象者の賃金台帳や給与明細等(手当が増額したことを確認するため、支給前の賃金台帳や給与明細等も提出してください。)

Q25

レベル認定者が、交付申請後、同一法人内の他事業所に異動した場合、補助の対象となりますか。

A25

交付申請基準日（1月1日現在）に所属していた事業所において、異動日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。ただし、異動後の事業所において、支給した手当等は、補助の対象外です。

Q26

レベル認定者が、交付申請後に育児休業等を取得した場合、補助の対象となりますか。

A26

交付申請基準日（1月1日現在）に在職していれば、その後休業等を取得しても休業に入る前までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。

※交付申請基準日に産前、産後休暇中の場合は補助対象となります。

Q28

レベル認定者が、交付申請後に退職した場合、補助の対象となりますか。

A28

交付申請基準日（1月1日現在）に在職していれば、その後退職しても退職日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。

Q27

令和2年度（1年目）に新たにレベル認定者を輩出しましたが、当該職員が交付申請前に育児休業を取得したため、交付申請基準日（令和3年1月1日）に事業所に在籍しておらず、補助の対象外となりました。

令和3年度に当該職員が復職したため手当等を支給した場合、補助の対象となりますか。

A27

令和2年度（1年目）と同じ事業所に育児休業から復職後、令和3年度（2年目）の交付申請基準日（令和3年1月1日）に在籍している場合には、その職員は「2年目」として補助対象となります。

別紙様式 1 - 2

1 補助所要額		金	2,000,000	円		
2 内訳						(単位: 円)
補助金申請額内訳						
総事業費 A	寄付金 その他収入額 B	寄付金等を除く 支出額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E (CとDのうち、いずれか 小さい方の額)	補助所要額 F E × 10/10 (Fの千円未満は 切り捨て)	
2,017,310	0	2,017,310	2,000,000	2,000,000	2,000,000	

3 事業計画及び経費内訳	
事業計画内容 (当てはまる内容に○を記入)	支出予定額
<input type="radio"/> 【必須】レベル認定者への手当等	660,000
<input type="radio"/> 【必須】アセッサーへの手当等	720,000
【選択】キャリアパス導入体制づくり経費	
<input type="radio"/> レベル認定者申請手数料	17,310
<input type="radio"/> 代替職員等経費	140,000
<input type="radio"/> 人事制度分析、財務分析等経費 (社会保険労務士への謝金、経営コンサルタントへの謝金等)	110,000
<input type="radio"/> 研修経費	370,000
合計 (総事業費 A)	2,017,310

- 必須 対象経費①
- 必須 対象経費②
- 対象経費③

対象経費の合計が
総事業費となる。

別紙様式
1 - 3から
転記

別紙様式
1 - 4から
転記

Q30

キャリアパス導入体制づくり経費とは、どのような経費が対象となりますか。

A30

以下の経費を対象とします。

①レベル認定者申請手数料 ②代替職員等経費 ③人事制度分析、財務分析等経費 ④研修経費

なお、設備整備費及び備品購入費は補助対象外となります。（例）パソコン購入費用等

Q32

代替職員等経費は、何に支出することが可能ですか。

A32

レベル認定業務、事業所内のキャリアパスの導入のために、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与等が対象となります。

なお、補助金申請書作成事務等の事務にかかった残業手当は対象外です。

※非常勤職員の交通費について、ガソリン代、レベル認定業務の代替以外の業務が含まれる定期代は補助対象外です。

Q35

- ①研修経費は、何に支出することが可能ですか。
②法人内部の職員が研修講師又は研修の手伝いをし、手当等を支給した場合、経費として申請できますか。

A35

- ①事業所に所属する介護職員の令和2年度内の外部研修受講料や研修講師派遣料が対象となります。ただし、交通費や書籍代は対象外です。
*研修受講料にテキスト代が含まれる場合は、補助対象とします。
*研修講師派遣料に交通費が含まれる場合は、補助対象とします。
②申請できません。

Q36

研修経費は、どのような内容の研修に係る経費が対象となりますか。

A36

研修の内容が、事業所におけるキャリアパスの導入等に資する場合には、補助対象となります。以下は、あくまでも一例です。判断に迷われる場合は、財団にお問い合わせください。

【対象となる内容例】○介護福祉士やケアマネの受験対策講座 ○その他介護技術の向上に資する研修

【対象外となる内容例】○パソコン研修、○コンプライアンスや個人情報保護等に係る法令順守研修、
○英会話等の外国語会話、○自動車運転者講習 等々

Q56

令和2年3月31日以前に支払った経費（領収書等の日付が令和2年3月31日以前のもの）も補助対象となりますか。

A56

補助対象となりません。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った手当等及び経費のみ、補助の対象となります。

また、経費の支払いを証明する書類（領収書等）は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。

※昨年度に実施した研修、翌年度に実施する研修の経費については、今年度に支払った場合でも対象外となりますのでご注意ください。

別紙様式1-2

1 補助所要額		金	2,000,000	円		
2 内訳		(単位:円)				
補助金申請額内訳						
総事業費 A	寄付金 その他収入額 B	寄付金を除く 支出額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E (CとDのうち、いずれか 小さい方の額)	補助所要額 F E×10/10 (Fの千円未満は 切り捨て)	
2,017,310	0	2,017,310	2,000,000	2,000,000	2,000,000	

【交付要綱別表2】

・3 補助基準

(1) 基準額

- ・ アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。

ア

- ① レベル認定者1人の事業所 500千円
- ② レベル認定者2人の事業所 1,000千円
- ③ レベル認定者3人の事業所 1,500千円
- ④ レベル認定者4人以上の事業所 2,000千円

イ

補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を
6,000千円から引いた額

【交付要綱別表2】

・3 補助基準

(1) 基準額

- ・ アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。

ア

- | | |
|------------------|---------|
| ① レベル認定者1人の事業所 | 500千円 |
| ② レベル認定者2人の事業所 | 1,000千円 |
| ③ レベル認定者3人の事業所 | 1,500千円 |
| ④ レベル認定者4人以上の事業所 | 2,000千円 |

イ

補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を
6,000千円から引いた額

Q38

今年度初めて本事業の補助申請を考えています。レベル認定者5名で補助申請を考えています。
 交付要綱別表2の「④レベル認定者4人以上の事業所 補助基準額2,000千円」について、教えてください。

A38

下記の事例のように、レベル認定者5名について補助申請することができます。なお、レベル認定者が5名の場合でも、**補助基準額は2,000千円となります**。（2,500千円ではありません。）また、基準額2,000千円の事業所に該当するため、レベル認定者への手当等経費は960千円が上限となります。

(単位：千円)

	レベル認定者					補助基準額	手当等上限額(*)
	①	②	③	④	⑤		
1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	960

【交付要綱別表2】

・3 補助基準

(1) 基準額

- ・ アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。

ア

- | | |
|------------------|---------|
| ① レベル認定者1人の事業所 | 500千円 |
| ② レベル認定者2人の事業所 | 1,000千円 |
| ③ レベル認定者3人の事業所 | 1,500千円 |
| ④ レベル認定者4人以上の事業所 | 2,000千円 |

イ

補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を
6,000千円から引いた額

Q40

交付要綱別表2の3補助基準の(1)イ(*)についてですが、補助基準額の累計額の算出方法を教えてください。

*：補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額

A40

算出方法は、過年度の実績報告時の補助基準額を足しあげた額となります。過年度の実績報告書の書類をご確認ください。なお、令和2年度に初めて本事業の補助申請する事業者は、補助基準額の累計額は0円となります。

例えば、以下の事例の場合、令和元年度までの補助基準額の累計額は2,500千円となります。よって、イの額は、6,000千円－2,500千円＝3,500千円となります。

(単位：千円)

	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額
	①	②	③	④		
1年目 (平成30年度)	A氏	B氏			1,000	1,000
2年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	2,500

【交付要綱別表2】

・3 補助基準

・基準額

- ・ **アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。**

ア

- | | |
|------------------|---------|
| ① レベル認定者1人の事業所 | 500千円 |
| ② レベル認定者2人の事業所 | 1,000千円 |
| ③ レベル認定者3人の事業所 | 1,500千円 |
| ④ レベル認定者4人以上の事業所 | 2,000千円 |

イ

補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を
6,000千円から引いた額

Q41

交付要綱別表2の3補助基準に記載されている「(1) 基準額アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。」について、具体的に教えてください。

A41

ア

- ①レベル認定者1人の事業所 500千円
- ②レベル認定者2人の事業所 1,000千円
- ③レベル認定者3人の事業所 1,500千円
- ④レベル認定者4人以上の事業所 2,000千円

イ

補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額

3年間（要件を満たした場合は、最長5年間（*））の間に、同一事業所において適用される補助基準額の累計額は6,000千円が上限となります。そのため、アとイを比較し、額の小さい方を補助基準額とします。以下の事例の場合、アが500千円、イが1,000千円（計算式：6,000千円－5,000千円（平成29年度から令和元年度までの補助基準額の累計額））のため、アの額が補助基準額となります。

（単位：千円）

	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円 - 補助基準額累 計額 (イ)	(ア)
	①	②	③	④				
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	1,500	4,500	
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	3,000	3,000	
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	5,000	1,000	
4年目 (令和2年度)				D氏	500			500

6,000千円から
5,000千円引いた額

小さい方が
補助基準額

*：交付要綱第7（1）1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。

Q42

アとイを比較して、イの方が小さくなる場合がありますか？

A42

例えば、以下の事例が想定されます。ご参照ください。
 令和2年度（申請から4年目）の場合、アが2,000千円（レベル認定者4人（D氏～G氏））に対して、イが500千円のため、イの額が補助基準額となります。また、補助基準額500千円の事業所のため、レベル認定者への手当等経費の上限額は240千円となります。
 なお、補助開始から3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合、5年間まで延長する規定があります（*）。事例の場合、F氏とG氏が該当します。しかし、令和2年度において補助基準額の累計額が6,000千円に達するため、この場合、令和3年度に補助申請することができません。

2年目に新たにレベル認定者D氏、E氏を輩出、3年目に新たにF氏、G氏を輩出

（単位：千円）

	レベル認定者							手当等上限	補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円 - 補助 基準額累計額 (イ)	(ア)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏					720	1,500	1,500	4,500	
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏			960	2,000	3,500	2,500	
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	960	2,000	5,500	500	
4年目 (令和2年度)				D氏	E氏	F氏	G氏	240	500		2,000	
5年目 (令和3年度)	補助申請不可											

令和2年度において、補助累計額が6,000千円に達する。そのため、令和3年度に補助申請することはできません。

Q43

補助金交付額が6,000千円に満たない場合、補助金交付額が6,000千円に達するまで、補助申請することはできますか？

A43

できません。

3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間に、補助基準額の累計額6,000千円を上限として補助申請することができます。

以下の事例をご参照ください。

令和2年度（申請年度から4年目）において、補助基準額の累計額が6,000千円に達しているため、補助交付額が6,000千円に満たない場合でも、補助申請は令和2年度までとなります。

補助金交付額の累計額が4,900千円ですが、補助金交付額の累計額が6,000千円になるまで補助申請は可能か？

(単位：千円)

	レベル認定者						補助基準額	補助基準額 累計額	補助金交付額
	①	②	③	④	⑤	⑥			
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏				1,500	1,500	1,000
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	D氏			2,000	3,500	1,800
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	2,000	5,500	1,600
4年目 (令和2年度)				D氏	E氏	F氏	500	6,000	500
5年目 (令和3年度)	補助申請不可								

事業所が受け取った額

上限額

2年目に新たにレベル認定者D氏を輩出、3年目に新たにE氏、F氏を輩出

Q44

補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで、補助申請することは可能ですか？

A44

交付要綱に基づき、申請できる場合とできない場合があります。
Q&A41の事例は補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで補助申請しておりますが、下記の事例の場合は、6,000千円に達する前に補助申請はできなくなります。

(単位：千円)

	レベル認定者			補助基準額	補助基準 累計額
	①	②	③		
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	1,500
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	3,000
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	4,500
4年目 (令和2年度)	補助申請不可				

本事例は、交付要綱第7(1)の但書が適用されないため、3年間で上限となります。
そのため、補助基準額の累計額が6,000千円に達していませんが、令和2年度は補助申請することはできません。

参考：交付要綱第7(1) **1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間で上限とする。**ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。

事業計画書

別紙様式 1-2

2 内訳 (単位:円)

補助金申請額内訳					
総事業費 A	寄付金 その他収入額 B	寄付金等を除く 支出額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E (CとDのうち、いずれか 小さい方の額)	補助所要額 F $E \times 10 / 10$ (Fの千円未満は 切り捨て)
2,017,310	0	2,017,310	2,000,000	2,000,000	2,000,000

補助基準額の算定ための欄を追加事例の場合

①と③-②を比較し、いずれか小さい額が④に記載されます。
⇒2内訳補助基準額Dに自動入力

(補助基準額D)

① レベル認定者1名につき50万円(但し、上限額200万円)	② 前年度までの補助基準額の累計	③ 1事業所あたり補助基準額の累計(上限)	④ 補助基準額 D ①と③-②のうち、いずれか小さい方の額
2,000,000	1,500,000	6,000,000	2,000,000

レベル認定者への手当等 上限額
960,000

レベル認定者を書ききれない場合は、別紙任意様式に記入して提出してください。

別紙様式 1-3

事例の場合、補助対象として申請する認定者数は、5人のため、①の欄は2,000千円が記載される。

1 レベル認定者及びアセッサー

No.	レベル認定者氏名	(予定)認定レベル
①	介護 一郎	2①
②	新宿 太郎	4
③	人材 花子	3
④	保険 太郎	4
⑤	西新宿 二郎	2①

Q49

都が実施するセミナーの受講が補助要件となっていますが、セミナーはどのように受講するのですか。

A49

事業計画書を提出した事業者に対し、内示の通知を行う時に、日程及び申込み方法をご案内します。

Q51

昨年度セミナーを受講しましたが、予定していたレベル認定者の認定が間に合わなくなり、補助金を受けられませんでした。

改めて、今年度補助金の申請をする予定ですが、再度セミナーを受講する必要がありますか。

A51

今年度、再度セミナーを受講する必要があります。
セミナーは、補助金を受ける初年度に受講する必要があります。

- 補助金に共通する事項
- キャリアパス導入促進事業費補助
- アセッサー講習受講支援事業費補助
- 専門人材育成・定着促進助成金
- 最後に

講習支援

Q 4

交付申請する補助対象者の人数に制限はありますか。

A 4

ありません。ただし、補助対象者申請数が予算規模を超えた場合、「交付要綱別紙2」の優先基準に基づき採択させていただく場合があります。

Q 7

アセッサー講習の修了及び受講料支払を証明する書類は、何を提出すればよいですか。

A 7

①講習修了の根拠資料

対象者のアセッサー講習修了証（写し）を提出してください。

②受講料支払の資料

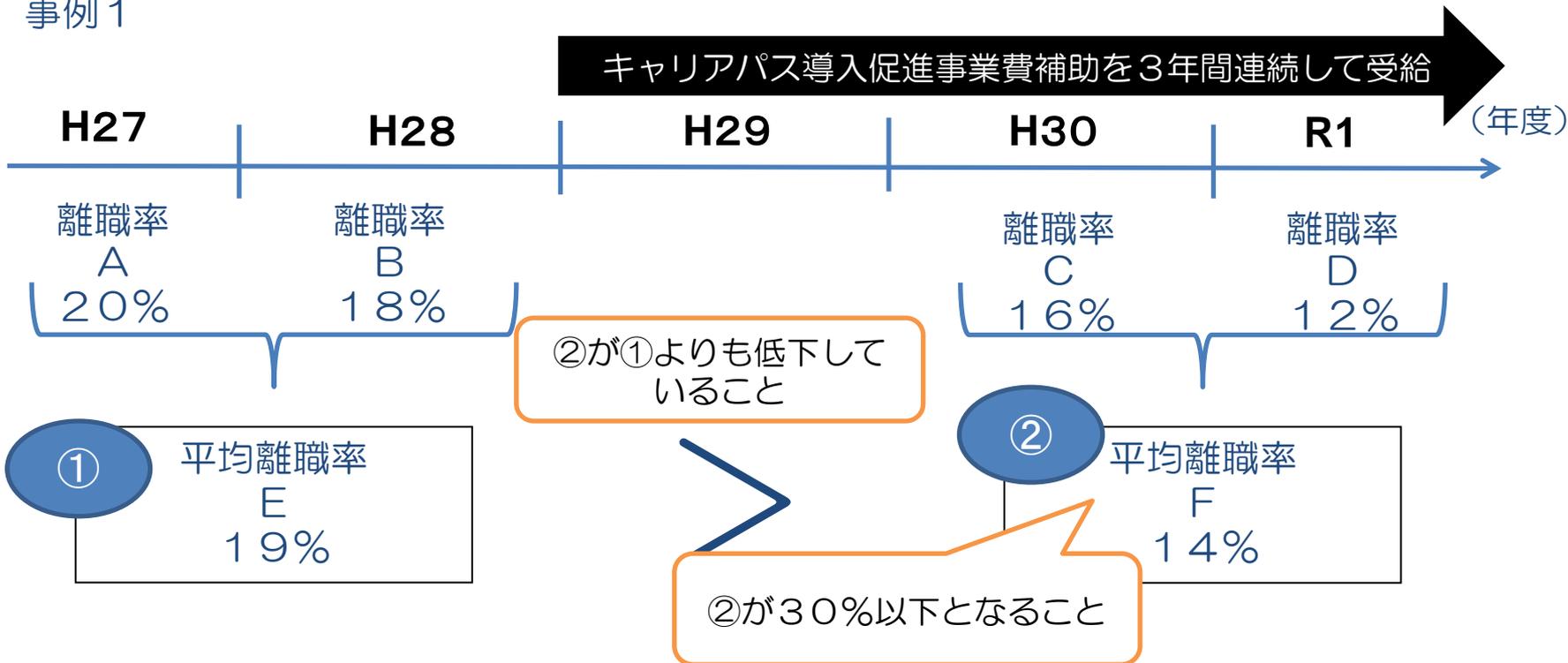
対象者分のアセッサー講習受講料の支払いを証明する書類（領収書等）、法人による支払であることを証明する払込証明書（参考様式有）を併せて提出してください。

なお、職員が立て替えて支払った場合でも、法人（事業所）が当該職員に立て替えた分を支払えば、補助対象となります。

- 補助金に共通する事項
- キャリアパス導入促進事業費補助
- アセッサー講習受講支援事業費補助
- 専門人材育成・定着促進助成金
- 最後に

専門助成

事例 1



Ⅱ Iのうち、該当年度における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失数（*）

* 離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数：ア定年退職による離職、イ重責解雇による離職、ウ役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者は含みません。

離職率＝

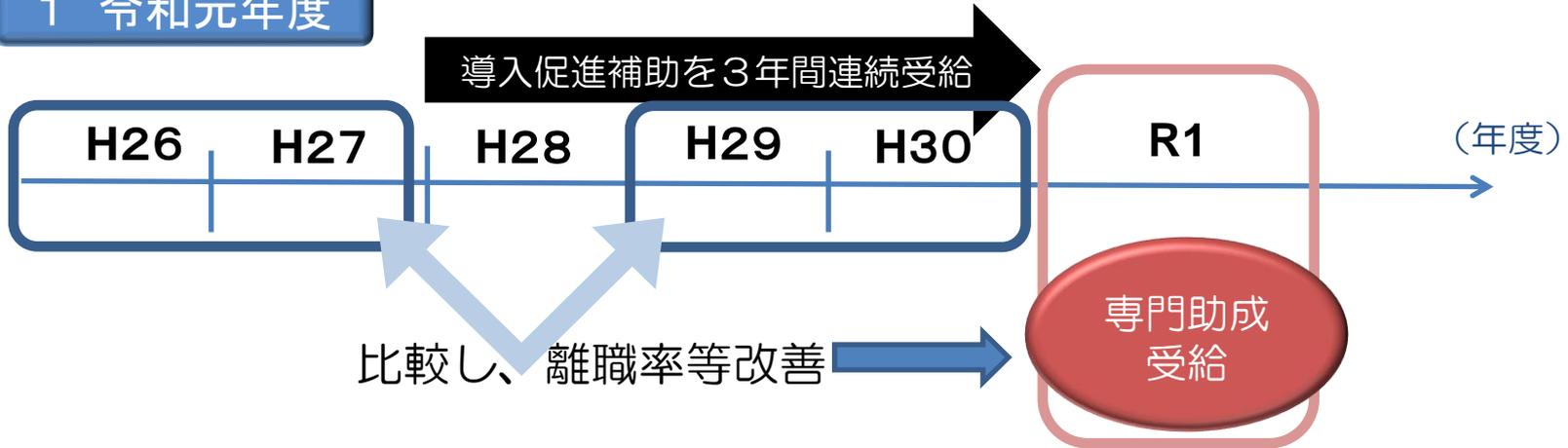
I 該当年度の4月1日における雇用保険一般被保険者のうち、介護職員数

補助
交付額

導入促進の令和元年度に補助対象となったレベル認定者数に応じて支給
 ・2人以下 900千円 ・3人以上 1,800千円

事例2

1 令和元年度



2 令和2年度



補助
交付額

導入促進の平成30年度に補助対象となったレベル認定者数に応じて支給
 ・2人以下 1,100千円 ・3人以上 2,200千円 ※

※ 交付要綱別表2-2

令和元年度専門人材育成・定着促進助成交付要綱 別表2-1 2補助基準にて適用した補助基準の額に応じて、基準額は、(1)900千円の場合 1,100千円 (2)1,800千円の場合 2,200千円とする。

Q4

これまでキャリアパス導入促進事業費補助を受給したことがありませんが、専門人材育成・定着促進助成金を申請することができますか？

A4

申請できません。
キャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給していることが必要となります。そのため、令和2年度は、平成29年度から継続して受給している事業者が補助対象となります。その他の補助要件については、交付要綱別紙1や別表2-2をご覧ください。

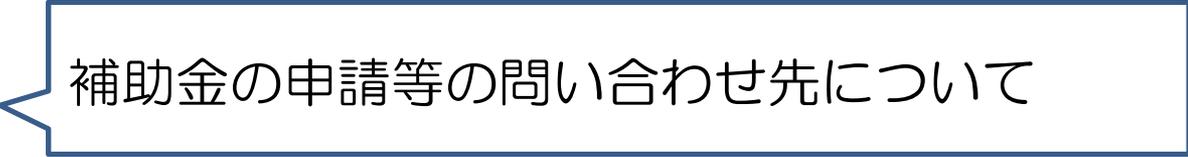
Q11

助成金の使途について教えてください。

A11

特に定めていませんが、本事業の目的である介護人材の育成や定着促進に向けて、助成金を活用してください。

- 補助金に共通する事項
- キャリアパス導入促進事業費補助
- アセッサー講習受講支援事業費補助
- 専門人材育成・定着促進助成金

- 最後に  補助金の申請等の問い合わせ先について

お問い合わせ先

■東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること、
補助金の申請等に関すること

- 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当
03-3344-8532